亀山市告示第８４号

亀山市道路用地等境界確認事務取扱要綱を次のように定める。

平成２４年３月２７日

亀山市長　櫻　井　　義　之

亀山市道路用地等境界確認事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、市が管理する道路の用地等（以下「道路用地等」という。）に係る境界確認の事務に関し必要な事項を定めることにより、当該事務の適正な実施及び事務の効率化を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　境界確認の対象とする道路用地等は、市が管理する次の公共用財産とする。

（１）道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により市長が認定した道路

（２）亀山市法定外公共物管理条例（平成１７年亀山市条例第１３３号）第２条に規定する法定外公共物

（３）河川法（昭和３９年法律第１６７号）を準用して管理している河川

（４）前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる公共用財産

（定義）

第３条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）境界確認　市長が、立会又は書面により、境界確認をしようとする者（以下「申請者」という。）及び関係土地所有者等と協議し、道路用地等と隣接する土地との境界の位置を確認することをいう。

（２）関係土地所有者等　境界確認に係る土地の所有者その他の公物管理者、関係地区の自治会長等境界確認のための立会に必要と認められる者をいう。

（３）不調　境界確認の協議が不成立になることをいう。

（境界確認申請者）

第４条　申請者は、道路用地等に隣接する土地の所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める者を申請者とする。

（１）土地の所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、当該法人が解散し、又は倒産しているときは、その清算人又は管財人とする。

（２）境界確認の申請地である土地の所有者が死亡している場合は、その相続関係者とする。

（３）境界確認の申請地が共有地の場合は、当該土地の共有者とする。

（４）境界確認の申請地が公共事業に係るものである場合は、当該公共事業を行う公共団体の長若しくは長が指定する職員とする。

（代理人への委任）

第５条　申請者は、原則として行政書士法（昭和２６年法律第４号）第６条の規定に基づく登録を受け、かつ、土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第８条第１項の規定に基づく登録を受けた者又は測量法（昭和２４年法律第１８８号）第４９条の規定に基づく登録を受けた者を代理人として、境界確認を委任できるものとする。

２　申請者は、代理人に委任する権限の範囲を明確にしなければならない。

（申請書の提出等）

第６条　申請者は、道路用地等境界確認申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　申請者は、前条の規定により代理人に委任する場合は、前項の申請書に委任状（様式第２号）を添付しなければならない。

（境界確認の実施）

第７条　市長は、前条の申請書が提出された場合であって、境界確認を実施することが適当であると認めるときは、境界確認を実施するものとする。

（申請書の取下げ）

第８条　第６条の規定により申請書を提出した申請者は、当該申請書を取り下げる場合は、道路用地等境界確認申請取下書（様式第３号）により市長に届け出なければならない。

（立会日の決定及び連絡）

第９条　市長は、境界確認の立会日を決定するときは、立会日における境界確認が公平かつ適正に行われるために、その事前調査及び事務連絡等の期間を考慮するものとする。

２　市長は、申請者と調整のうえ、第６条の規定による申請書の提出があった日から概ね１月後の日を立会日として決定し、申請者に連絡するものとする。ただし、境界確認が広範囲に及ぶ場合又は複雑である場合は、この限りでない。

３　申請者は、前項の立会日が決定した旨の連絡を受けたときは、関係土地所有者等に立会依頼及び立会日を連絡しなければならない。

（事前協議）

第１０条　申請者は、境界確認の参考となる資料の収集、現地調査等事前調査を行い、必要に応じて亀山市道路用地等と、隣接する土地との境界の予定線を示す図面又は現況図等を作成し、事前に市長と協議するものとする。

（立会の実施）

第１１条　市長は、前条の規定による事前協議の内容を踏まえて、申請者及び関係土地所有者等と境界確認のための立会を行うものとする。

２　申請者は、立会に際し、現地において速やかに関係土地所有者等の出欠を確認し、立会人名簿の作成を行うとともに、境界立会の趣旨を関係土地所有者等に明らかにしたうえで、境界確認の作業を行うものとする。

（境界確認の原則）

第１２条　市長は、境界確認を行うときは、当該境界確認の申請地及びその対側地の両側境界線の位置を確認するものとする。ただし、境界確認に係る道路用地等が狭あい道路（亀山市狭あい道路後退用地整備要綱（平成２１年亀山市告示第１０１号）第２条第１号に規定する狭あい道路をいう。）である場合を除き、道路用地等内に構成される構造物及び工作物、客観的な資料、図面等に基づき道路等用地の幅員が明らかに確保されるとともに、境界線の線形の整合性が将来にわたり確保され、かつ、関係土地所有者等に明らかに不利益が生じないと認められる場合は、道路用地等の片側境界線により境界確認をすることができる。

（境界確認の同意）

第１３条　申請者及び関係土地所有者等は、境界確認した境界に同意した場合は、境界を明らかにする測量図を添付して調製した境界確定書に、氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）、確認年月日並びに確認した土地の所在地番を記入のうえ、押印し、市長に提出するものとする。

２　前項の押印は、申請者（認可地縁団体を含む。以下この条において同じ。）にあっては市町村に登録した印鑑を、関係土地所有者等にあっては登記の目的に応じた印鑑を用いることとし、市町村に登録した印鑑を用いる場合は、印鑑登録証明書を添付しなければならない。

３　申請者及び関係土地所有者等が法人である場合における前項の規定の適用については、同項中「市町村」とあるのは「法務局」と、「印鑑登録証明書」とあるのは「印鑑証明書」とする。

（相続人及び共有者の同意）

第１４条　申請者は、境界確認に係る土地に相続人又は共有者がある場合は、当該土地の権利を有する者全員から境界確認の同意を得なければならない。ただし、これにより難い場合は、境界確認に係る土地が道路用地等に隣接する土地である場合に限り、境界確定に関する確約書（様式第４号）を市長に提出することにより、相続人又は共有者の代表者による同意ができるものとする。

（境界不同意の書面）

第１５条　市長は、境界確認について申請者及び関係土地所有者等が不同意であるときは、立会の記録を保管するために、当該境界確認の不同意者に不同意の理由を明らかにする書面を求めることができる。

（不調の処理）

第１６条　市長は、境界確認後、相当期間を経過してもなお境界確定書が提出されない場合は、当該境界確認を不調とする。この場合、申請者は、不調になった旨を関係土地所有者等に報告しなければならない。

（境界標の支給）

第１７条　市長は、申請者から市境界標（境界を示すコンクリート製の杭等をいう。）の支給を求められた場合は、無償で支給するものとし、市境界標の支給を受けた者は、境界確定書に従って道路等用地との境界点にこれを設置しなければならない。

（立会報告書）

第１８条　境界確認に立ち会った職員は、当該境界確認に係る協議内容を記録した立会報告書を作成し、保管するものとする。

（境界確定箇所の再確認申請）

第１９条　市長は、境界確認し、公に証明できる図面を備えた境界が確定した箇所については、正当な理由がない限り、再度の境界確認の立会は行わないものとする。ただし、再度境界確認をしようとする者が、当該確定箇所の関係土地所有者等全員から合意を

得て、かつ、理由書を添付のうえ境界確認の申請をする場合で、市長が必要と認めるときは、協議のうえ、再度境界確認を行うことができるものとする。

（協議による境界確認）

第２０条　市長は、道路等用地の境界が明らかでないためにその管理に支障があるときは、当該道路等用地に係る土地の関係土地所有者等に対し、必要な事項を通知して、境界確認を行うための協議を求めることができる。

２　前項の規定により協議を求められた関係土地所有者等は、これに応じるよう努めなければならない。

３　市長及び関係土地所有者等は、第１項の規定による協議が調ったときは、境界確認の同意を行うものとする。

４　前項の同意に係る手続については、第１３条の規定を準用する。

（所有権移転登記の事務）

第２１条　市長は、境界確認の事務において、現に道路用地等として管理しているにもかかわらず、当該道路用地等において個人の所有する土地が存することが確認された場合は、当該土地について所有権を市に移転するよう登記を行うものとする。

（業務の委託）

第２２条　市長は、第１１条の立会の業務、第１８条に規定する立会報告書を作成する業務及び前条に規定する登記の事務については、公共嘱託登記土地家屋調査士協会等に委託して行うことができる。

（委任）

第２３条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

道路用地等境界確認申請書

年　　月　　日

亀山市長　様

（申請者）住　所

氏　名　　㊞

電話番号

（代理人）住　所

氏　名　　㊞

電話番号

下記のとおり、境界確認を申請します。

なお、境界確認の立会後、関係土地所有者等が同意した境界確定書を速やかに提出いたします。

記

１　申請場所

亀山市　　町字　　番　　地先

２　申請目的

３　その他（参考事項）

4　添付図書

・位置図（縮尺 1/50,000～1/10,000）

・現地までの案内図

・法務局備付公図の写し

・土地登記事項証明書（申請地のもの）

・隣接地権者一覧表

・地積測量図（申請地及び隣接地）

・委任状

・その他参考資料

様式第２号（第６条関係）

委　　任　　状

私は、次の者を代理人と定め下記の権限を委任いたします。

住 所
氏 名

記

土地所在

亀山市　　町　　字　　番

上記の私所有の土地と公共用財産との境界確認の申請及びそれに付随する一切の手続等の権限

年　　月　　日

亀山市長　　様

住 所

氏 名　　㊞

様式第３号（第８条関係）

道路用地等境界確認申請取下書

年　　月　　日

亀山市長　　様

（申請者）
住所
氏名　　㊞
（代理人）
住所
氏名　　㊞

※印は、申請書と同じものを使用してください。

年　　月　　日付けで申請しました境界確認については、下記の理由により申請を取り下げます。

記

１　申請地所在地

亀山市　　町　　字　　番

２　取下理由

様式第４号（第１４条関係）

境界確定に関する確約書

亀山市長　　様

私は下記の道路用地等に隣接する土地の境界確定について、道路用地等との境界に相違ない旨、共有者・相続人である者を代表として同意しました。

よって、他の共有者・他の相続人から問題等が生じた場合は、私の責任においてすべて解決処理いたします。

年　　月　　日

住　所

氏　名　　㊞

記

土地所在地

亀山市　　町　　字　　番